

第百五号議案

東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十四年東京都条例第百一号）の一部を次のように改正する。

別表中「五十二万三千円」を「五十二万四千円」に、「四十六万七千円」を「四十六万八千円」に、「四十二万九千円」を「四十三万円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都労働委員会委員の報酬の額を改定する必要がある。